

議会運営委員会

日 時 平成 29 年 10 月 23 日 (月) 午前 10 時
場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について【別紙No.1】

(1) 前回の検討事項 (参考資料)

(2) 今回の検討事項【別紙No.2】

2 その他

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果
1	実施パターンの選択 先行自治体パターン(パターン1) 自治法改正パターン(パターン2) のうちから、実施する方法を選択	定例会条例	・先行自治体パターン(パターン1)で実施すべき。 (全会一致)	先行自治体パターン(パターン1)で決定
2	会期の始期・終期の設定 1年のうち、いつからいつまでを会期と設定 するか	(実施要綱)	・6月を始期とするA案でよい。 ・4月を始期とすることも含め、慎重に検討すべきである。 ・留意事項に記載されていることを考慮すると、6月を始期とすることになる。	
3	専決処分 地方自治法第180条に関する、専決処分の 取り扱いをどうするか	地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項	(継続して検討)	
4	一事不再議 同一議案については、同一会期中は再び提出することができないと規定されている会議規則の取り扱いをどうするか	(会議規則15)	(継続して検討)	
5	発言の取消し又は訂正 発言の取消し又は訂正については、「会期中に限り」可能と規定されている会議規則の取り扱いをどうするか	(会議規則65)	(継続して検討)	

通年議会 検討事項一覧(案)

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果
6	通年議会実施要綱等の制定 通年議会に係る詳細事項を実施要綱に定めることとするか	—		
7	任期満了年度等の会期 議員の任期満了後の初議会及び議会の解散があった場合の会期の検討(No.2関係)	(実施要綱)		
8	開議（再開）に係るルール設定 会期中に本会議を再開する場合、執行機関と調整し詳細なルール設定の検討	(実施要綱)		
9	会議の呼称等の整理 会議の呼称等を市民にわかりやすい形で検討する必要があるため検討	(実施要綱)		
10	議案等の作成 議案は審議期間ごとに付番するのか、暦年で付番するのか	(実施要綱)		

通年議会 検討事項一覧(案)

別紙No.1

291023

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果
11	議事日程の作成 議事日程は会期ごとに作成し付番するのか	(実施要綱)		
12	会議録の調製 会議録は会議ごとに調製することとするのか、運用の確認	(実施要綱)		
13	一般質問の運用 通年議会とする場合、一般質問の運用を確認	(実施要綱)		
14	所管事務調査の運用 常任委員会の、会期中の所管事務調査の取り扱い等について確認	(実施要綱)		
15	出席への配慮 市長等に対し、会議の出席について配慮することを盛り込むかについて検討	(実施要綱)		

通年議会 検討事項一覧(案)

別紙No.1

291023

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果
16	閉会中の継続審査 委員会活動を担保するための取り扱いを確認	—		
17	請願・陳情の提出期限 請願・陳情の提出期限の見直しについて検討	先例・申合せ		
18	文書質問 閉会中の文書質問の取り扱いをどうするか検討	議会基本条例運用基準10		

通年議会検討事項

H 2 9 . 1 0 . 2 3 議会運営委員会

6 実施要綱等の制定

(1) 通年議会の実施にあたり、そのルールを明文化する「要綱」を制定することについて検討。

◇他議会の例

- ・要綱を制定している団体
白老町議会、登米市議会、金沢市議会、老岐市議会 等
- ・申合せを制定している団体
三重県議会、京都市会 等

◇要綱とするか、申し合わせとするか

→ _____

(2) 要綱を制定する場合、その目的はどうするか。

◇文案

(内容案1)

- ・市民福祉の向上
- ・議会の監視機能のさらなる充実及び強化
- ・主導的、機動的な活動

(内容案2)

- ・通年議会の実施に際し、必要な事項を定める。

【案】

(総則)

第1条

(案1) この要綱は、市民福祉の向上を使命とする議会の監視機能のさらなる充実及び強化を図り、議会が主導的、機動的に活動できるよう、その会期を通年とするために必要な事項を定めるものとする。

(案2) この要綱は、亀岡市議会において通年議会を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

7 任期満了年度等の会期

(1) 議員の任期満了の年における会期について検討。

◇通常年の会期

① (4月)(6月) → 3月

◇任期満了年度の会期 (例：平成30年～平成31年にかけて)

平成30年～平成31年

① (4月)(6月) → 2月(議員任期の2月4日までを想定)

↓

[任期満了に伴い閉会]

↓

平成31年

② 2月(中旬頃) → 3月

亀岡市議会では、任期満了による一般選挙後の2月中旬に、臨時会(いわゆる「初議会」)を開会し、議長選挙等を実施し、その後3月定例会を開会してきた。

通年化に伴い、2月を臨時会とせず、定例会として招集し、3月末までを一体的に会期とした「初議会」として位置づけて開催する。

※この場合、任期満了年の定例会の回数を「2回」とすることを、条例に規定する。

亀岡市議会定例会条例案

1 亀岡市議会定例会招集の回数は毎年1回とする。

ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の招集の回数は、年2回とする。

【案】

(会期)

第2条

定例会の会期は、(4月)(6月)から翌年の3月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了日の属する年度の会期は、(4月)(6月)から2月までとし、議員の任期満了後の初議会の会期は2月から3月までとする。

(2) 議会の解散があった場合の会期について検討。

◇議会の解散があった場合の会期

① (4月) (6月) →解散の日の属する月

↓

[一般選挙実施]

↓

② (案1) 一般選挙後10日を経過する月

(案2) 任期が始まる日から30日以内に招集された日の属する月

(案3) 任期が始まる日から10日を経過する日の属する月

→3月

<根拠等>

(案1) 白老町等が採用

(案2) 自治法改正パターン¹の根拠規定(自治法)

地方自治法第102条の2(抜粋)

4 会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第1項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

(案3) 町村議会の運営に関する基準(抜粋)

議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね10日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。

<シミュレーション>

第16期議員一般選挙(投票日): H27.1.25 (任期開始日2/5)

(案1) 10日を経過する日 : H27.2.4 経過する月⇒2月

(案2) 任期30日以内の日 : H27.3.5 経過する月⇒3月

(案3) 任期10日を経過する日 : H27.2.15 経過する月⇒2月

※平成27年第1回臨時会(初議会: H27.2.17)

(参考: 議会の解散パターン)

(1) 住民の直接請求による解散(自治法76、78)

(2) 長の不信任議決による解散(自治法177、178)

(3) 議会の自主解散(議会の解散特例法2)

【案】

3 議会の解散があった場合は、(4月) (6月) から議会の解散があった日の属する月及び議会の解散にともなう _____ から3月までを会期とする。

8 開議（再開）等に係るルール設定

（１）定例の会議時期について検討。

通年議会を採用している議会において、定例の会議を実施するにあたり、これまでの運用を継続し、年４回の会議を開くこととされている。

その際、（４月）（６月）に開会し、９月、１２月及び翌年３月とし、定例会議の開会月に再開することを明記することでよいか。

◇通常の場合 → （４月）（６月）、９月、１２月、３月

また、緊急の場合、議会の判断により会議を再開することとされているが、これを明記することについてもあわせて検討。

◇緊急の場合 → その都度、議会の判断により、会議を再開する。

【案】

（会議）

第３条

定例会の会議は、（４月）（６月）に開会し、９月、１２月及び翌年３月に再開する。ただし、都合によりこれを変更することができる。また、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、会議を再開する。

(2) 市長から議案を示し、本会議の再開請求があった場合のルールについて検討。

市長から議案を示された場合、会議の再開権限は議長に委ねられることとなる。会期が長く設定されるため、いつでも議案を議決することとした場合、行政運営上支障が出る恐れがあり、一定期間内（現行の定例会の範囲）での議決を担保することについて、明記するかどうか。また、その場合の日数はどうか。

○留意事項

(1) 自治法改正パターンの根拠規定（自治法）では、7日以内とされている。

地方自治法第102条の2（抜粋）

7 長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあった日から、都道府県及び市にあっては7日以内、町村にあっては3日以内に会議を開かなければならない。

◇市長から議案を示し、会議の再開請求があった場合

→ ____日以内に会議を再開

【案】

(会議)

2 市長から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は請求のあった翌日から（ ____日）以内に会議を再開しなければならない。

9 会議の呼称等の整理

(1) 定例会が年1回となることに伴い、会議等の呼称について検討。

【会期中に行う定例的な会議の場合】

現行：平成30年6月亀岡市議会定例会

(各市議会を参考に亀岡市議会の名称に当てはめた場合)

案1：平成30年亀岡市議会定例会 6月市会(京都市)

案2：平成30年亀岡市議会 6月定例月議会(金沢市)

案3：平成30年亀岡市議会定例会 6月定例月会議(三重県)

案4：平成30年亀岡市議会定例会 6月議会(事務局)

※ただし、改選の年については、定例会が2回開催されるため、その呼称は、定例会の前に(第1回)(第2回)を付すことになる。

◇会期中に行う定例的な会議の名称

→ _____

【会期中に行う臨時的な会議】

案1：平成30年亀岡市議会定例会 7月特別市会(京都市)

案2：平成30年亀岡市議会 7月緊急議会(金沢市)

案3：平成30年亀岡市議会定例会 第1回緊急会議(三重県)

案4：平成30年亀岡市議会定例会 7月特別議会(事務局)

※ただし、同一月内に、上記の臨時的な会議が複数回実施された場合の呼称は、月の後に(第〇回)を付すことになる。

例示：平成30年亀岡市議会定例会 7月(第〇回)特別議会

◇会期中に行う臨時的な会議の名称

→ _____

その他

【大津市議会：通常会議、特別会議】

【四日市市議会：定例議会、緊急議会】

【白老町 ○月会議】

(参考)

<臨時会>

現行：平成30年第1回 亀岡市議会臨時会

10 議案等の作成

(1) 議案の付番方法について検討。

- ① 従来通り、現行の定例会ごとの付番方法でよいか。
- ② 会期（一年）を通して付番するのか。会期（一年）を通して付番する場合、いつから付番を開始するのか。

本市の現行の運用例

平成28年3月定例会	市長提案議案	→	第1号議案～第82号議案
平成28年6月定例会	市長提案議案	→	第1号議案～第8号議案
平成28年9月定例会	市長提案議案	→	第1号議案～第56号議案
平成28年12月定例会	市長提案議案	→	第1号議案～第35号議案

市長提案議案（予算）

- ・ 6月定例会：第1号 一般会計補正予算（第1号）
- ・ 9月定例会：第1号 一般会計補正予算（第2号）

市長提案議案（条例）

- ・ 6月定例会：第1号 市税条例の一部改正について
- ・ 3月定例会：第1号 市税条例の一部改正について

議員提案議案

- ・ 6月定例会：議第1号議案「〇〇〇について」
- ・ 9月定例会：議第1号議案「〇〇〇について」

○留意事項

(1) 法的にはどのような取扱いにするにしてもよいこととされている。このため、各議会で運用しやすい方法を採用することが望まれる。

◇議案の付番方法

→ _____

1 1 議事日程の作成

(1) 議事日程の取扱いについて検討。

◇現行は定例会ごとに付番している。

【平成29年6月定例会】

・平成29年6月5日(月) : 平成29年6月定例会議事日程(第1号) 【開会日】

↓

・平成29年6月26日(月) : 平成29年6月定例会議事日程(第5号) 【閉会日】

【平成29年9月定例会】

・平成29年9月4日(月) : 平成29年9月定例会議事日程(第1号) 【開会日】

↓

・平成29年9月29日(月) : 平成29年9月定例会議事日程(第6号) 【閉会日】

(参考例)

平成29年9月定例会議事日程(第1号)

平成29年9月4日(月曜日)

開議 午前10時

第1 会議録署名議員指名

第2 会期決定

第3 第1号議案から第52号議案(提案理由説明)

上記のとおり

議長

留意事項

(1) 法的にはどのような取扱いにするにしてもよいこととされている。このため、各議会で運用しやすい方法を採用することが望まれる。

◇議事日程の取扱いは

→ _____

12 会議録の調製

(1) 会議録の調製の取扱いについて検討。

◇現行は、3月、6月、9月、12月の定例会ごとに調製している。

○留意事項

(1) 通年議会を導入している多くの議会において、会議録調製について、現行の議会運営を維持している。

◇会議録調製の運用は

→ _____

13 一般質問の運用

(1) 一般質問の取扱いについて検討。

◇現行は、3月、6月、9月、12月の定例会ごとに実施している。

○留意事項

(1) 通年議会を導入しているすべての議会において、一般質問について、現行の議会運営を維持している。

◇一般質問の運用は

→ _____